

師ハ聘任官ノ待遇トス

前項ノ規定ニ依ル奏任官待遇ノ造幣醫ノ數ハ三人以内、造幣藥劑師ノ數ハ一人トス

三、局長ハ大藏大臣ノ指揮監督ヲ承ケ局中一切ノ事務ヲ掌理シ所屬職員ヲ指揮監督ス
書記官及理事官ハ局長ノ指揮監督ヲ承ケ局務ヲ掌ル

四、技師ハ局長ノ指揮監督ヲ承ケ工務ヲ監理ス

五、屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

六、技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ工務ニ従事ス

七、造幣醫ハ上司ノ指揮ヲ承ケ醫務ニ従事ス

造幣藥劑師ハ上司ノ指揮ヲ承ケ調劑ニ従事ス

八、大藏大臣ハ必要ノ地ニ造幣局出張所ヲ置クコトヲ得

九、造幣局出張所ニ所長ヲ置キ技師ヲ以テ之ニ充ツ局長ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理ス

(四) 兌換銀行券條例 (明治一七年五月二六日太政官布告第一八號)

改正 明治一八年五月布告第九號 二一年八月勅令第五九號 二三年五月法律第三四號
三〇年三月第一八號 三二年三月第五五號 昭和七年六月一七日法律第九號

一、兌換銀行券ハ日本銀行條例第十四條ニ據リ同銀行ニ於テ發行シ金貨ヲ以テ兌換スルモノトス

二、日本銀行ハ兌換銀行券發行高ニ對シ同額ノ金銀貨及地金銀ヲ置キ其引換準備ニ充ツヘシ但シ銀貨及銀地金ハ引換準備總額ノ四分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

日本銀行ハ前項ノ規定ニヨル準備發行高ノ外十億圓ヲ限リ政府發行ノ公債證書大藏省證券其他確實ナル證券又ハ商業手形ヲ保證トシ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ得

日本銀行ハ必要アリト認ムルトキハ前二項ノ規定ニヨル發行高ノ外更ニ規定スル物件ヲ保證トシ兌換券ヲ發行スル事ヲ得但十五日ヲ超エ仍ソノ發行ヲ繼續セントスルトキハ大藏大臣ノ許可ヲ受クル事ヲ要ス日本銀行ハ前項但書ノ場合ニ於テ十六日以後八十億圓

ヲ超過スル保證發行額ニ對シ大藏大臣ノ定ムル割合ヲ以テ發行稅ヲ納ムヘシ、但ソノ割合八年三分ヲ下ルコトヲ得ス

日本銀行ハ政府發行紙幣消却ノ爲メ貳千貳百萬圓ヲ限り無利子ヲ以テ政府ヘ貸付スヘシ

前項貸付金ノ償還年限及毎年償還金額ハ大藏大臣之ヲ定ム

三、兌換銀行券ノ種類ハ壹圓五圓拾圓貳拾圓五拾圓百圓貳百圓ノ七種トス但「大藏卿」ハ各種ニ就テ其發行高ヲ定ムヘシ

四、兌換銀行券ハ租稅海關稅其他一切ノ取引ニ差支ナク通用スルモノトス

五、兌換銀行券ハ「大藏卿」ノ指定スル書式圖形ニヨリ日本銀行ニ於テ之ヲ製造シ時々其製造高ヲ「大藏卿」ニ上申スヘシ但其見本ハ發行期日前「大藏卿」ヨリ告示スヘシ

六、兌換銀行券ノ引換ヲ請フ者アルトキハ日本銀行本店及ヒ支店ニ於テ營業時間中何時ニテモ兌換スヘシ但支店ニ於テハ本店ヨリ準備金ノ到達スヘキ時間其兌換ヲ延期スルコトヲ得

七、金貨ヲ持參シテ兌換銀行券ニ引換ンコトヲ請フモノアルトキハ日本銀行本店及ヒ支店

ニ於テ無手数料ニテ之ヲ交換スルモノトス

八、日本銀行ハ兌換銀行券發行額及交換準備ニ關スル出納日表及每週平均高表ヲ製シ之ヲ大藏大臣ヘ進達シ且每週平均高表ハ官報ニ廣告スヘシ

九、「大藏卿」ハ日本銀行監理官ヲシテ特ニ兌換銀行券發行ノ件ヲ監督セシムヘシ但監理官ニ於テ必要ナリトスルトキハ何時ニテモ其手許有高及ヒ帳簿ヲ檢査スルコトヲ得

一〇、兌換銀行券ノ染汚毀損等ニヨリ通用シ難キモノハ日本銀行本店及ヒ支店ニ於テ無手数料ニテ之ヲ引換フヘシ

一一、兌換銀行券ノ製造、損券引換及ヒ消却等ノ手續ハ「大藏卿」之ヲ定ムヘシ

一二、兌換銀行券ノ偽造變造ニ係ル罪ハ刑法偽造紙幣ノ各本條ニ照シテ處斷ス

(五) 日本銀行條例 (明治一五年六月二十七日太政官布告第三二號)

改正 二三年八月法律第六一號 昭和一〇年三月二十九日法律第二三號 昭和一二年三月第三四號

- 一、日本銀行ハ有限責任トシ本行ノ負債辨償ノ爲メ株主ノ負擔スヘキ義務ハ株金ニ止マルモノトス
- 二、日本銀行ハ本店ヲ東京ニ置クヘシ各府縣ノ首邑其他要用ナル地方ニ支店出張所ヲ設置シ又ハ他ノ銀行ト「コレレスボンデンス」ヲ締約スルコトヲ得但支店出張所ヲ設置シ又ハ他ノ銀行ト「コレレスボンデンス」ヲ締約スルトキハ其事由ヲ「大藏卿」ニ具狀シテ其許可ヲ受クヘシ又「大藏卿」ニ於テ支店出張所ヲ要用ナリトスル時ハ銀行ニ命シテ之ヲ設置セシムルコトアルヘシ
- 三、日本銀行ノ營業年限ハ開業ノ日ヨリ滿三十年トス但株主總會ノ決議ニ依リ營業ノ延期ヲ請願スルコトヲ得
- 四、日本銀行ノ資本金ハ壹千萬圓ト定メ之ヲ五萬株ニ分チ一株貳百圓トス但株主總會ノ決

議ニヨリ資本金ノ増加ヲ請願スルコトヲ得

- 五、日本銀行ノ株券ハ總テ記名券トナシ日本人ノ外賣買讓與スルヲ許サス
 - 六、日本銀行ノ株主トナラントスルモノハ「大藏卿」ノ許可ヲ受クヘシ
 - 七、資本金總額五分ノ一即チ貳百萬圓ノ入金アル時ハ營業ヲ開始スルヲ得ヘシ但資本金募集ノ手續ハ定款ヲ以テ定ムル者トス
 - 八、營業上ニ於テ損失ヲ生シ資本現入金額ノ内幾分ヲ減少シタル時ハ其事由ヲ審明シ資本入金殘額ヨリ其欠額ニ充ル迄ノ金額ヲ追募スヘシ
 - 九、事業ノ伸張ニ依リ資本入金ノ増加ヲ要スル時ハ之ヲ資本入金殘額ヨリ追募スヘシ
 - 一〇、純益金總額ヨリ株主割賦金ヲ引去リ其殘額ヨリ少クトモ二十分ノ一ヲ左ノ目的ヲ以テ積立金ト爲ス可シ
- 第一 資本金ノ損失ヲ補フ
- 第二 割賦金ノ不足ヲ補フ
- 一一、日本銀行ノ營業ハ左ノ如シ
- 第一 政府發行ノ手形爲換手形其他商業手形等ノ割引ヲ爲シ又ハ買入ヲ爲ス事

第二 地金銀ノ賣買ヲ爲ス事

第三 金銀貨或ハ地金銀ヲ抵當トシテ貸金ヲ爲ス事

第四 豫テ取引約定アル諸會社銀行又ハ商人ノ爲メニ手形金ノ取立ヲ爲ス事

第五 諸預リ勘定ヲ爲シ又ハ金銀貨貴金屬並諸證券類ノ保護預リヲ爲ス事

第六 公債證書政府發行ノ手形其他政府ノ保證ニ係ル各種ノ證券ヲ抵當トシテ當座勘定貸又ハ定期貸ヲ爲ス事但其金額及利子ノ割合ハ總裁副總裁理事監事ニ於テ時々決議シ大藏卿ノ許可ヲ受クヘシ

一一、日本銀行ハ第十一條ニ記載スル事業ノ外左ニ掲クル件ニハ勿論其他諸般ノ營業ニ干渉スルコトヲ得ス

第一 不動産及ヒ銀行又ハ諸會社ノ株券ヲ抵當トシテ貸金ヲ爲ス事

第二 本銀行ノ株券ニ對シテ貸金ヲ爲シ又ハ此株券ノ買戻ヲ爲ス事

第三 諸工業會社ノ株主タルハ勿論直接間接ヲ問ハス工業ニ關係スル事

第四 本支店出張所ヲ開設スル爲メ必要ナル者ノ外一切他ノ不動産ノ所有主タル事

一三、政府ノ都合ニ依リ日本銀行ヲシテ國庫金ノ取扱ヒニ從事セシムヘシ

一四、日本銀行ハ兌換銀行券ヲ發行スルノ權ヲ有ス但此銀行券ヲ發行セシムル時ハ別段ノ規則ヲ制定シ更ニ頒布スル者トス

一五、日本銀行ハ諸手形及切手ヲ發行スルヲ得ヘシ

一六、日本銀行ハ公債證書ヲ買入又ハ之ヲ賣拂フコトヲ得ヘシ但此場合ニ於テハ〔大藏卿〕ノ許可ヲ受クヘキモノトス

一七、日本銀行ハ總裁一人副總裁一人理事四人ヲ以テ綜理スル者トス此外ニ監事三人乃至五人ヲ置クヘシ

日本銀行ハ其業務ニ參與スル參與理事七人以内ヲ置クヘシ

一八、總裁副總裁ハ任期五ケ年トシ總裁ハ勅任副總裁ハ奏任トス但任期中ハ他ノ官職ヲ兼任スルヲ得ス

一九 理事ハ株主總會ニ於テ選舉シ大藏大臣之ヲ命シ監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選舉ス理事ノ任期ハ四ケ年トシ監事ノ任期ハ三ケ年トス

理事監事ハ任期中他ノ銀行又ハ會社等ノ役員タルヲ許サス但大藏大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

參與理事ハ金融業若ハ産業ニ從事シ又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ株主總會ニ於テ選舉シ大藏大臣之ヲ命シ其任期ヲ二年トス

參與理事ハ任期中他銀行又ハ會社等ノ常務ニ從事セントスルトキハ大藏大臣ノ許可ヲ受クヘシ

二〇、總裁ハ每半期ニ通常株主總會ヲ招集ス

總裁ハ臨時ノ事務ヲ議スル爲メ必要ト認ムルトキハ臨時株主總會ヲ招集ス

總裁ハ監事ノ全員又ハ株主總會ノ會員タル者五十名以上ヨリ會議ノ目的ヲ示シテ請求スルトキハ臨時株主總會ヲ招集セサルコトヲ得ス

株主總會ノ會員ハ開會ノ六十日前ヨリ引續キ十株以上ヲ所有スル者ニ限ル

株主總會ニ於テハ會員ニ代理ヲ委託スルノ外人ヲ以テ代理人トナスコトヲ得ス

株主總會ノ會員ハ株數十箇ニ付投票一箇ノ權利ヲ有ス十一株以上ハ五十株毎ニ一箇ノ投票權ヲ増加ス但他人ノ代理委託ヲ受クル者ハ其代理ニ屬スル權利八十箇以上ヲ超ユルコトヲ得ス

二一、「大藏卿」ハ特ニ監理官ヲ日本銀行ニ派出シテ諸般ノ事務ヲ監視セシムヘシ

二二、日本銀行ハ本支店出張所及約定店等ノ營業上百般ノ景況ヲ調査シ少クモ毎月一回之ヲ「大藏卿」ヘ報告スヘシ

二三、日本銀行ハ本條例ノ趣旨ニ基キ銀行定款ヲ作り政府ノ許可ヲ受クヘシ但定款ヲ改正シ又ハ定款外ノ事件ヲ議スル時ハ株主總會ニ於テ決議シ政府ノ許可ヲ受ク可シ

二四、政府ハ日本銀行諸般ノ業務ヲ監督シ其營業上條例定款ニ背戾スル事ハ勿論政府ニ於テ不利ト認ル事件ハ之ヲ制止スヘシ

二五、此條例ヲ改正増削スル時ハ其施行ノ日ヨリ三ヶ月以前ニ之ヲ布告スヘシ

右奉 勅旨布告候事

(明治二〇年三月大藏省告示第三〇號)

明治十五年六月第三十二號布告日本銀行條例第四條但書ニ據リ同銀行資本金ヲ改メテ總額貳千萬圓ト爲シ更ニ五萬株ヲ増加スルコトヲ許可ス

(明治二八年八月大藏省告示第五一號)

今般日本銀行條例第四條ニ依リ日本銀行ノ資本金ヲ更ニ壹千萬圓増加シ株數ヲ五萬株増加スルコトヲ許可候條此旨告示ス

(明治四三年二月大藏省告示第二四號)

今般日本銀行條例第三條ニ依リ日本銀行ノ營業年限ヲ明治四十五年十月十日ヨリ滿三十年延長スルコト並同條例第四條ニ依リ日本銀行ノ資本金ヲ更ニ三千萬圓増加シ株數ヲ十五萬株増加スルコトヲ許可シタリ

(六) 日本銀行納付金法 (昭和七年六月一七日法律第一〇號)

日本銀行ハ事業年度毎ニ純益金ヨリ左ニ掲クル金額ヲ控除シタル殘額ノ二分ノ一ヲ政府ニ納付スヘシ

一、拂込資本金額ニ對スル年六分ニ相當スル金額

二、日本銀行條例第十條ノ規定ニ依リ積立ツヘキ金額ノ最少額ニ相當スル金額

純益金ヨリ前項第一號及第二號ノ金額及前項ノ規定ニ依ル納付金額ヲ控除シタル殘額カ拂込資本金額ニ對シ年四分ノ割合ヲ超過スルトキハ其超過金額ノ四分ノ三ヲ更ニ政府ニ納付スヘシ

本法ニヨル納付金額ハ所得稅法ニヨル所得營業收益稅法ニヨル純益及臨時利得稅法ニ依ル利益ノ計算上之ヲ損金ニ算入ス

本法ニヨル納付ハ前事業年度分ヲ八月末日後事業年度分ヲ翌年二月末日限政府ニ納付スヘシ

(七) 兌換銀行券整理法 (昭和二年四月一日法律第四六號)

一、日本銀行カ發行シタル左記種類ノ兌換銀行券ハ昭和十四年三月三十一日限り強制通用ノ効力ヲ失フモノトス但シ政府又ハ日本銀行ニ於テ受入ルル場合ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第一 五圓券

- 一、明治十八年十二月大藏省告示第百六十六號ノ分
- 二、明治二十一年十一月大藏省告示第百四十號ノ分
- 三、明治三十二年三月大藏省告示第十號ノ分
- 四、明治四十三年八月大藏省告示第百七號ノ分
- 五、大正五年十二月大藏省告示第百六十三號ノ分

第二 拾圓券

- 一、明治十八年一月大藏省告示第十二號ノ分
- 二、明治二十三年七月大藏省告示第三十三號ノ分
- 三、明治三十二年九月大藏省告示第五十一號ノ分

四、大正四年四月大藏省告示第四十四號ノ分

第三 貳拾圓券

一、大正六年十一月大藏省告示第百七十六號ノ分

第四 百圓券

- 一、明治十八年八月大藏省告示第百十九號ノ分
- 二、明治二十四年十一月大藏省告示第三十六號ノ分
- 三、明治三十三年十二月大藏省告示第五十五號ノ分
- 四、大正六年八月大藏省告示第百三十六號ノ分

二、日本銀行ハ昭和十四年三月三十一日ニ於ケル前條ノ兌換銀行券ノ發行高ヲ同年四月一日ニ於ケル兌換銀行券發行高ヨリ除去シ且其ノ除去シタル發行高ニ相當スル金額ヲ即日國庫ニ納付スヘシ

三、第一條ノ期限經過後政府ハ同條ノ兌換銀行券ノ引換義務ヲ承繼ス

前項ノ承繼後ニ於ケル引換ハ日本銀行本支店ニ於テ之ヲ取扱フ

四、第二條ノ規定ニ依リ日本銀行ノ納付スル金額中滅失ノ爲前條ノ引換ノ請求ナシト認ム

ル兌換銀行券ノ額ニ相當スル金額ハ國債整理基金特別會計法第二條ノ規定ニ依ル繰入ノ外之ヲ國債償還ニ充ツル爲漸次一般會計ヨリ國債整理基金特別會計ニ繰入レ其ノ殘餘ニ相當スル金額ハ前條ノ規定ニ依ル引換ノ準備金トシテ日本銀行ヲシテ之ヲ保管セシムヘシ

(八) 刑法 (明治四〇年四月二四日法律第四五號)

改正 大正一〇年法律第七七號

第二編 罪

第十六章 通貨偽造ノ罪

一四八、行使ノ目的ヲ以テ通用ノ貨幣紙幣、又ハ銀行券ヲ偽造又ハ變造シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

偽造、變造ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シ若クハ輸入シタル者亦同シ

一四九、行使ノ目的ヲ以テ内國ニ流通スル外國ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ偽造又ハ變造シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

偽造、變造ノ外國ノ貨幣、紙幣、又ハ銀行券ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シ若クハ輸入シタル者亦同シ

一五〇、行使ノ目的ヲ以テ偽造、變造ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ收得シタル者ハ三年以下

ノ懲役ニ處ス。

- 一五一、前三條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
- 一五二、貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ收得シタル後其偽造又ハ變造ナルコトヲ知テ之ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シタル者ハ其名價三倍以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス但一圓以下ニ降スコトヲ得ス
- 一五三、貨幣、紙幣又ハ銀行券ノ偽造又ハ變造ノ用ニ供スル目的ヲ以テ器械又ハ原料ヲ準備シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

(九) 通貨及證券模造取締法 (明治二八年四月五日法律二八號)

- 一、貨幣、政府發行紙幣、銀行紙幣、兌換銀行券、國債證券及地方債證券ニ紛ハシキ外觀ヲ有スルモノヲ製造シ又ハ販賣スルコトヲ得ス
- 二、前條ニ違犯シタル者ハ一月以上三年以下ノ〔重禁錮〕ニ處シ〔五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加〕ス
- 三、第一條ニ掲ケタル物件ハ刑法ニ依リ沒收スル場合ノ外何人ノ所有ヲ問ハス警察官ニ於テ之ヲ破毀スヘシ
- 四、第一條ニ掲ケタル物件ニハ明治九年布告第五十七號ヲ適用ス

(一〇) 紙幣類似證券取締法 (明治三十九年五月八日法律第五一號)

一、一樣ノ形式ヲ具ヘ箇々ノ取引ニ基カスシテ金額ヲ定メ多數ニ發行シタル證券ニシテ紙幣類似ノ作用ヲ爲スモノト認ムルトキハ主務大臣ニ於テ其發行及流通ヲ禁止スルコトヲ得

前項ノ規定ハ一樣ノ價格ヲ表示シテ物品ノ給付ヲ約束スル證券ニ付之ヲ準用ス

二、前條ニヨリ證券ノ發行及流通ヲ禁止シタルトキハ主務大臣ハ直ニ其ノ旨ヲ公告ス

禁止ノ公告後ニ發行シ又ハ流通セシムルノ目的ヲ以テ授受シタル證券ハ無効トス

三、禁止ニ違反シテ證券ヲ發行シ又ハ其ノ證券ヲ授受シタル者ハ一年以下ノ「重禁錮」又ハ千圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ證券ヲ沒收ス

禁止ニ違反シテ證券ヲ發行シ又ハ其ノ證券ヲ授受シタル者ノ罰亦前項ニ同シ

四、禁止ノ公告後ニ發行シ又ハ流通セシムルノ目的ヲ以テ授受シタル證券ハ裁判ニ依リ沒收スル場合ヲ除ク外何人ノ所有ヲ問ハス行政處分ヲ以テ之ヲ官沒ス

(一一) 金貨幣又ハ金地金ノ輸送ニ關スル件

(昭和六年一二月一三日大藏省令第三六號)

金貨幣又ハ金地金ヲ輸出セムトスル者ハ大藏大臣ノ許可ヲ受クヘシ

前項ノ規定ニ違反スル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

金地トシテ販賣又ハ使用スル目的ヲ以テ金貨幣ヲ蒐集、鑄潰又ハ毀傷シタル者ノ罪亦前項ニ同シ

金ヲ主タル材料トスル製品又ハ金ノ合金ノ輸出ニ關スル件

(昭和六年一二月二一日大藏省令第三八號)

金ヲ主タル材料トスル製品又ハ金ノ合金ヲ輸出セントスル者ハ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

前項ノ規定ニ違反シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

(一一二) 銀行券ノ金貨兌換ニ關スル緊急勅令

(昭和六年一月一七日勅令第二九一號)

日本銀行ハ當分ノ内大藏大臣ノ許可ヲ得タル場合ヲ除ク外兌換銀行券ノ金兌換ヲ爲スコトヲ得ス

(一一三) 金準備評價法 (昭和十二年八月一〇日法律第六〇號)

一、日本銀行ハ兌換銀行券ノ引換準備ニ充ツル金貨及金地金ヲ當分ノ内貨幣法第二條ノ規定ニ拘ラス純金ノ量目二百九十ミリグラムニ付一圓ノ割合ヲ以テ評價スヘシ朝鮮銀行又ハ臺灣銀行カ朝鮮銀行券又ハ臺灣銀行券ノ仕拂準備ニ充ツル金貨及金地金ニ付亦同シ

前項ノ評價ノ方法ハ大藏大臣之ヲ定ム

二、日本銀行、朝鮮銀行、臺灣銀行ハ前條ノ規定ニ依ル評價換ニ因リテ生シタル利益額ニ相當スル金額ヲ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ政府ニ納付スヘシ但シ日本銀行カ日本銀行金買入法ニ依リ買入レ保有スル金地金ニ付テハ同法第六條ノ規定ニヨル

三、政府ハ日本銀行ニ對シ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ其保有スル金地金ノ一部ヲ第一條ノ規定ニ依リ評價シタル價格ヲ以テ同行ニ於ケル國庫金ノ勘定ニ移スヘキコトヲ命スルコトヲ得

政府ハ朝鮮銀行及臺灣銀行ニ對シ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ際其ノ保有スル金貨及金地金ノ全部又ハ一部ヲ第一條ノ規定ニヨリ評價シタル價格ヲ以テ日本銀行ニ

引渡スヘキコトヲ命スルコトヲ得

四、兌換銀行券條例第六條及貨幣法第十四條ノ規定ハ當分ノ内之ヲ適用セス

朝鮮銀行及臺灣銀行ハ朝鮮銀行法第二十一條第二項又ハ臺灣銀行法第八條第二項ノ規定ニ拘ラス當分ノ内朝鮮銀行券又ハ臺灣銀行殖ノ金貨引換ヲ爲スコトヲ得ス

附則

第一條ニ規定スル評價ノ割合ヲ後日變更スルコトアル場合ニ於テハ日本銀行ハ其ノ變更ニ因リ兌換銀行券ノ引換準備ニ充ツル金貨及金地金ニ付生スル利益又ハ損失ニ付大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ利益額ニ相當スル金額ヲ政府ニ納付シ又ハ政府ヨリ其ノ損失額ニ相當スル金額ノ補填ヲ受クルモノトス朝鮮銀行又ハ臺灣銀行カ朝鮮銀行券又ハ臺灣銀行券ノ仕拂準備ニ充ツル金貨及金地金ニ付亦同シ

(一四) 金資金特別會計法 (昭和一二年八月一〇日法律第六一號)

一、金資金ヲ置キ其歲入歲出ハ一般ノ會計ト區分シ特別會計ヲ設置ス

二、金準備評價法第二條ノ規定ニ依リ日本銀行、朝鮮銀行及臺灣銀行カ政府ニ納付スヘキ金額並ニ日本銀行金買入法第五條第二項及第六條ノ規定ニ依リ日本銀行カ政府ニ納付スヘキ金額ハ之ヲ本資金ニ受入ルヘシ

三、本資金ハ總額五千萬圓ヲ限り豫算ノ定ムル所ニ依リ之ヲ産金ノ増加ヲ圖ル爲必要ナル費途ニ使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ本資金ヲ使用セントスルトキハ其ノ金額ヲ一般ノ歲入ニ繰入レ一般ノ歲出トシテ拂出スヘシ

四、本資金ハ本會計ニ屬スル經費ヲ支辨スル爲必要ナル金額ヲ除クノ外大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ金又ハ國債ニ運用スルコトヲ得

本資金ノ運用ニ關スル事務ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ日本銀行ヲシテ之ヲ取扱ハシ

ム

五、本會計ニ於テハ資金運用利殖金及附屬雜收入ヲ以テ其ノ歲入トシ第三條ノ規定ニ依ル一般會計ヘノ繰入金、事務取扱費、資金運用手數料、附屬諸費及資金運用損失金ヲ以テ其ノ歲出トス

六、本資金ニ屬スル資産ニシテ價格ノ減損ヲ生シタルモノアルトキハ本會計ノ決算上生シタル剩餘又ハ資金ヨリ之ヲ償却スヘシ

七、本會計ノ決算上剩餘ヲ生シタルトキハ前條ノ償却ニ充テ殘餘アルトキハ之ヲ資金ニ繰入ルヘシ

八、本會計ノ計算上不足ヲ生シタルトキハ之ヲ資金ヨリ補足スヘシ

九、政府ハ毎年本會計ノ歲入歲出豫算ヲ調製シ歲入歲出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

一〇、本會計ノ毎年度歲出豫算ニ於ケル支出殘額ハ之ヲ翌年度ニ繰越シ使用スルコトヲ得

一〇、本會計ノ收入支出ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

兌換銀行條例第二條第五項ノ借入金及日本銀行金買入法第四條ノ債務ハ本會計ノ負擔トス

(一五) 產金法 (昭和一二年八月一〇日法律第五九號)

一、含金礦物、砂金又ハ製鍊ノ過程ニ在ル含金物(以下含金礦產物ト總稱ス)ヲ取得シタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ金地金ニ製鍊シテ政府ニ賣却シ又ハ之ヲ金製鍊業者若ハ第三條第一項ノ規定ニヨリ含金礦產物ノ買入ノ免許ヲ受ケタル者ニ賣却スヘシ

前項ノ含金礦產物ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

二、政府ハ必要アリト認ムルトキハ含金礦產物ヲ取得シタル者ニ對シ之ヲ金製鍊業者又ハ第三條第一項ノ規定ニ依リ含金礦產物ノ買入ノ免許ヲ受ケタル者ニシテ政府ノ指定スルモノニ賣却スヘキコトヲ命スルコトヲ得

政府ハ必要アリト認ムルトキハ金製鍊業者又ハ第三條第一項ノ規定ニ依リ含金礦產物ノ買入ノ免許ヲ受ケタル者ニ對シ政府ノ指定スル者ヨリ含金礦產物ヲ買入ルヘキコトヲ命スルコトヲ得

三、金製鍊業ヲ營マントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ免許ヲ受クヘシ業トシテ含金礦產物ノ買入ヲ爲サントスル者亦同シ

前項ノ免許ヲ受ケ金製鍊業ヲ營ム者ハ之ヲ金製鍊業者ト稱ス

金製鍊業者又ハ第一項ノ規定ニヨリ含金鑛產物ノ買入ノ免許ヲ受ケタル者ニ非レハ含金鑛產物ヲ讓受クルコトヲ得ス但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

四、金製鍊業者其ノ事業ヲ廢止シ又ハ休止セントスルトキハ政府ノ許可ヲ受クヘシ

金製鍊業ノ讓渡又ハ金製鍊業ヲ營ム會社ノ合併若ハ解散ノ決議若ハ總社員ノ同意ト政府ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セス

相續人カ被相續人ノ金製鍊業ヲ承繼シタルトキハ相續人ハ金製鍊業ノ免許ヲ受ケタル者ト看做ス此ノ場合ニ於テハ相續人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ政府ニ届出ツヘシ

五、金製鍊業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ之ヲ政府ニ届出ツヘシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

政府ハ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ノ變更ヲ命スルコトヲ得

六、政府ハ産金ノ増加ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ金製鍊業者ニ對シ製鍊設備ノ擴張改良其ノ他製鍊設備ニ關シ必要ナル事項ヲ命スルコトヲ得

七、金鑛ヲ目的トスル鑛業權者及砂金ヲ目的トスル砂鑛權者（以下金鑛業者ト總稱ス）ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ之ヲ政府ニ届出ツヘシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

政府ハ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ノ變更ヲ命スルコトヲ得

八、政府ハ産金ノ増加ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ金鑛業者ニ對シ探鑛、採掘、採取若ハ選鑛ニ付設備ノ新設、擴張、改良其ノ他必要ナル事項ヲ命シ又ハ製鍊設備ノ新設ヲ命スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル命令ニ依リ製鍊設備ノ新設ヲ爲シタル者ハ金製鍊業者ト看做ス

九、政府ハ公益上必要アリト認ムルトキハ金鑛業者、金製鍊業者又ハ第三條第一項ノ規定ニ依リ含金鑛產物ノ買入ノ免許ヲ受ケタル者ニ對シ含金鑛產物ノ取引ニ關シ必要ナル事項ヲ命スルコトヲ得

一〇、政府ハ金鑛業者、金製鍊業者又ハ第三條第一項ノ規定ニ依リ含金鑛產物ノ買入ノ免許ヲ受ケタル者ニ對シ其ノ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ徴シ又ハ検査ヲ爲スコトヲ得

政府ハ金鑛業者、金製鍊業者又ハ第三條第一項ノ規定ニ依リ含金鑛産物ノ買入ノ免許ヲ受ケタル者ニ對シ其ノ業務及會計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

一一、政府ハ必要アリト認ムルトキハ金ノ價格又ハ金ノ使用ノ制限其ノ他金ノ使用ニ關シ必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

一二、政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ金貨幣、金地金、金ノ合金又ハ金ヲ主タル材料トスル物ノ取得、處分又ハ保有ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ検査ヲ爲スコトヲ得

一三、鑛業法第五十條乃至第七十條、第九十二條、第九十三條、第九十九條第一項、第三百三條及第四百四條ノ規定ハ金鑛業者ニ非サル金製鍊業者ニ關シ之ヲ準用ス

一四、政府第二條、第六條、第八條第一項、第九條又ハ第十一條ノ規定ニ依ル命令ヲ爲サントスルトキハ金委員會ノ議ヲ經ヘシ

金委員會ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

一五、金鑛業者又ハ金製鍊業者其事業ノ爲必要ナル器具、機械其ノ他ノ材料ヲ政府ノ認可ヲ受ケ輸入スルトキハ本法施行ノ日ヨリ五年間命令ノ定ムル所ニ依リ輸入税ヲ免除ス

一六、政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ金鑛業者及金製鍊業者ニ對シ獎勵金ヲ交付スルコトヲ得

一七、詐欺ノ行爲ヲ以テ前條ノ獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ニ對シテハ其ノ金額ノ返還ヲ命ス

前項ノ規定ニ依ル返還金ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得但シ先取特權ノ順位ハ國稅ニ次クモノトス

一八、金製鍊業者又ハ第三條第一項ノ規定ニ依リ含金鑛産物ノ買入ノ免許ヲ受ケタル者本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シ又ハ政府ノ命シタル事項ヲ執行セサルトキハ政府ハ其業務ヲ停止シ若ハ制限シ第三條第一項ノ許可ヲ取消シ又ハ法人ノ役員ノ解任ヲ爲スコトヲ得

一九 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス但シ當該金地金又ハ含金鑛産物ノ價額ノ三倍カ五千圓ヲ超ユルトキハ罰金ハ其ノ價格ノ三倍以下トス

一、第一條第一項ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シテ金地金ヲ政府ニ賣却セサル者

二、第一條第二項ノ規定ニ違反シテ金地金ヲ政府以外ノ者ニ讓渡シタル者

三、第一條第一項ノ規定ニ違反シテ金製鍊業者及第三條第一項ノ規定ニ依リ合金鑛產物ノ買入ノ免許ヲ受ケタル者以外ノ者ニ合金鑛產物ヲ讓渡シタル者

四、第三條第一項ノ規定ニ違反シテ合金鑛產物ヲ買入レ又ハ同條第三項ノ規定ニ違反シテ之ヲ讓受ケタル者

二〇、左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

一、第一條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シテ合金鑛產物ヲ政府ノ指定シタル者以外ノ者ニ讓渡シタル者

二、第三條第一項ノ規定ニ違反シテ金ノ製鍊ヲ爲シタル者

三、第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

四、第十一條ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者

二一、左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

一、第四條第一項ノ規定ニ違反シテ事業ヲ廢止シ又ハ休止シタル者

二、第五條第一項又ハ第七條第一項ノ規定ニ違反シテ事業計畫ノ届出ヲ爲サス又ハ届出テタル事業計畫ヲ實施セサル者

三、第五條第二項又ハ第七條第二項ノ規定ニ依ル變更命令ニ違反シテ事業計畫ヲ實施シタル者

四、第六條又ハ第八條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

二二、左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一、第四條第三項ノ規定ニ違反シテ届出ヲ爲ササル者

二、第十條第一項又ハ第十二條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲シ又ハ検査ヲ拒ミ妨ケ若ハ忌避シタル者

三、第十條第二項ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者

二三、法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者カ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シテ第十九條乃至前條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其法人又ハ人ニ對シ亦第十九條乃至前條ノ罰金刑ヲ科ス

附則

本法施行ノ際現ニ合金鑛產物ヲ所有スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日ニ之ヲ取得シタル者ト看做ス

本法施行ノ際現ニ金製鍊業ヲ營ム者又ハ其ノ事業ヲ承繼シタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ二月ヲ限リ第三條第一項ノ規定ニ拘ラス其事業ヲ營ムコトヲ得

前項ニ掲クル者前項ノ期間内ニ金製鍊業ノ免許ヲ申請シタル場合ニ於テ其申請ニ對スル許否ノ處分
ノ日迄亦前項ニ同シ

附 錄
(二)

日 本 貨 幣 制 度 年 表

(一) 徳川時代以前

西 曆	年 號	事 項
六四〇	舒明十二年	始めて斗升斤兩を定む。
六四六	大化二年	大化改新——班田の制を定む。
六五九	白雉五年	高麗の使人熊皮を持ち来て、價ひ綿六十斤を求むとの記事あり。 この世紀高麗、新羅より金銀の貢しきりなり。
七〇一	大寶元年	大寶令——度量權衡を定む。
七一	和銅四年	穀六升を以て錢一文に當つとあり、又翌五年の頃には、錢五文を以て布一常に準ぜしむとあり。
七四四	天平十六年	百官司に公廩錢を給し、交換せしむ。
七六五	天平神護元年	神功開寶錢を鑄る。同年初一斗百錢。翌年翌々年地方より錢を獻じたる者あり。同じ頃新羅より綿を以て物を買ふ記事あり。
七九六	延暦十五年	隆平永寶錢を鑄る。數年後に吏民錢を貯ふることを禁する令あり。
八一八	弘仁九年	富壽神寶錢を鑄る。翌年錢の利半倍に過ぐるを禁す。

八三五 承和二年 承和昌寶錢を鑄る。
八四八 嘉祥元年 長年大寶錢を鑄る。翌年の記事に、穀價貴く錢幣賤しきにより
沽價の制を定むとあり。

八五九 貞觀元年 鏡益神寶錢を鑄る。

八六五 同 七年 惡錢を擇び棄つることを禁ず。この年頃しきりと唐商來る。

八七〇 同 十二年 貞觀永寶錢を鑄る。二年後鑄錢司を譴責し、錢を善くせしむと
あり。

八八四 元慶八年 新錢を左右京職に班給し出舉してその利を大學寮に送らしむ。

八八九 寬平元年 寬平大寶錢を鑄る。

九〇七 延喜七年 延喜通寶錢を鑄る。

九四九 天曆三年 調布一端直百三十文と定む。

九五八 天德二年 乾元大寶錢を鑄る。

九六五 康保二年 舊錢を停め新錢を用ふ。

九八七 永延元年 錢貨を用ふることを制止す。この頃以降宋商來るの記事多し。

一〇九四 寬治八年 駿河國布一段を米一石に充つ。

一一九二 建久三年 源賴朝幕府を開く。

一一九三 同 四年 宋錢を停む。錢貨を出舉する利子を制限す。

一二二六 嘉祿二年 準布を停め銅錢を行ふ。數年後米一斛錢一貫文といふ。

一二六三 弘長三年 切錢を用ふることを禁ず。

一二七七 建治三年 商人を元に遣し、金を持し、銅錢に易へしむ。

一三三四 建武元年 乾坤通寶錢を鑄る。

一四〇三 應永十年 唐船錢をつみ、相模に漂着す。因て其錢をとり之を行ふ。

この頃足利將軍の棄揖しきりに行はる。尙この頃より明との交
通行はる。

一四三〇 永享二年 錢一貫文につき灰吹銀五十匁とあり。八年後には錢五百文を銀

壹兩目に換ふ記事あり。尙明より銅錢を贈らる記事あり。

一五〇八 永正五年 惡錢を禁じ、錢を選ぶことを禁ず。

一五七〇 元龜元年 洋船長崎に至り通商す。

一五八四 天正十二年 金一匁代錢一貫四百五十八文とあり。翌年、豊臣秀吉、金五千
枚、銀三萬枚を大名小名に與ふ。

一五八七 天正十五年 洋船の長崎通商を許可す。天正通寶錢を鑄る。銀錢及銅錢なり。
翌年大判金及小判金を造る。

- 一五九二 文祿元年 文祿通寶錢を鑄る。銀錢及銅錢なり。
- 一五九五 同 四年 駿河墨判小判金及武藏墨判小判金を鑄造す。額分判金を造る。翌年一分判金を造る。
- 一六〇〇 慶長五年 關ヶ原の戦。

(二) 徳川時代

西暦 年 號 事 項

- 一六〇〇 慶長五年 イギリス及オランダとの通商を許す。
 - 一六〇一 同 六年 金銀の改制をなしその位を定めて鑄造す。金一兩を銀六十匁にあつ。銀座を置く。
 - 一六〇三 同 八年 家康將軍となる。
 - 一六〇六 同 十一年 慶長通寶錢を鑄る銅錢なり。
- この頃、呂宋、安南、太泥、カンボチャ、各國との交通あり。尙金銀山をしきりに探索すとあり。

- 一六一七 元和三年 元和通寶錢を鑄る。銀錢及銅錢なり。翌年に、壹兩につき錢四貫文と命ず。
- 一六二七 寛永四年 諸國金銀奉行及金奉行を設く。
- 一六三二 同 九年 徳川氏金銀を大名に頒賜す。凡そ五拾貳萬六千四百六拾餘兩なり。
- 一六三六 同 十三年 寛永通寶を鑄る。洋人を出島に限居せしむ。
- 一六三七 同 十四年 島原の亂。
- 一六五九 萬治二年 外國互市に用ふる錢を鑄造することを許す。
- 一六六八 寛文八年 銀及銅の輸出を禁ず。
- 一六七二 同 十二年 オランダ商客に金價を告示す。
- 一六九一 元祿四年 三井組十人組に命じ爲替の事を主管せしむ。
- 一六九五 同 八年 諸國の鑛山を開くべきことを令す。
- 一六九七 同 十年 大判金、小判金、分判金、丁銀、立板銀を改造す。貳朱判金貨を鑄造す。
- 一七〇〇 同 十三年 翌年金座を置き、尙清商交易の銀額を決定す。朝鮮貿易の金額を定む。

一七〇六 寶永三年 銀貨を改造す。令を下して物價を賤しくせしむ。
一七一〇 同 七年 銀貨を改鑄。金貨を改鑄し、貨形を小にして、貨額を増す。二朱金を停む。

一七一二 正徳二年 新古金貨を同價に用ゆるべきことを命ず。

一七一四 同 四年 金銀貨を改鑄し、慶長の制に復す。

一七一六 正徳六年 小判金貨及壹分判金貨を改鑄す。

翌々年兩替屋の數を定む。

一七二五 享保十年 大判金を改鑄。前年札差の人員を定む。翌年物價を低くすべきことを令す。

一七三〇 同 十五年 大阪米商に相場賣買の事を許す。

一七三六 元文元年 金銀貨を改鑄し、新古貨比較の法を定む。翌々年鐵錢を鑄る。

一七四二 寛保二年 葬者貨幣を埋むるを禁ず。

一七五九 寶曆九年 金銀錢札通用の事を諸藩に命ず。

一七六八 明和五年 眞鍮錢を鑄る。

一七七二 安永元年 南鐐貳朱判を鑄る。

一七八〇 同 九年 鐵座、鍮座を置く。兩替屋の外兩替することを禁ず。翌々年空

米切手を禁ず。

丁銀を造る。この頃物價に對する諸法令しきりなり。

一七九二 同 四年 ロシヤ軍艦蝦夷に來る。

一七九八 同 十年 米札通用の事を諸藩に命ず。

一八〇四 文化元年 ロシヤ使節互市を乞ふ。

翌々年長崎に來る。

一八一九 文政二年 小判金貨及一分判金貨を改鑄す。

翌々年銀貨を改鑄す。

一八三七 天保八年 大塩平八郎の反亂。小判並に一分判金貨を改鑄す。この頃米價

及諸物價の騰貴のため各種の法令あらはる。

一八四〇 同 十一年 古金銀貨を交換するものに増金を給することを命ず。

一八四四 弘化元年 佛船琉球に來る。

一八四六 同 三年 米艦浦賀に來る。

一八四九 嘉永二年 英船下田に來る。天然相場を以て錢を賣買せしむ。

一八五三 同 六年 ベルリ來朝。

この頃米價騰貴により貧民救助その他を令す。

一八五四 安政元年 開國、米、英、魯と通商條約。

一八五五 同 二年 江戸大地震。金銀を諸器具に用ふることを禁ず。新古金銀引替割増のことを令す。

一八五九 同 六年 前年江戸大火。物價に關する諸令出ず。小判金、一分判金、丁銀、豆板銀を改鑄す。外國貨幣同位の一分銀を鑄る。外國貨幣に刻印を付す。

一八六〇 萬延元年 米相場取締令。物價令。窮民へ米廉賣。

一八六三 文久三年 大判、二分判、二朱金を改鑄。外國銀貨を丁銀に準じ、時價を以て通用せしむ。

一八六三 英艦鹿兒島砲撃。翌年より内亂。

(三) 明治以降

西曆 年 號 事 項

一八六七 慶應三年 大政奉還せらる。

一八六八 明治元年 金銀貨及銅貨の價を定め、内外國貨幣の表を作製し、定價にしたがひ内外貨幣を併行せしむ。

一八六九 同 二年 太政官金札を發行、金百兩につき札百貳拾兩を以て諸上納物を納めしむ。

一八七〇 同 三年 金銀座を廢し、造幣局を置く、各爲替會社金券を發行す。府藩縣へ金札を割渡す。

一八七〇 同 三年 洋銀券二種を發行す。時價を以て錢を通用せしむ。

一八七一 同 四年 新貨條令頒布。造幣寮に於て内外人民より地金を收入し之を鑄造することを始む。三井組に命じ正金引替證券を發行せしむ。

廢藩置縣行はる。

一八七二 明治五年 徵兵令行はる。

東京横濱間鐵道開通す。

國立銀行條令公布せらる。拾圓、五圓、二圓の新紙幣を發行す。金銀貨の寸法を改正し、銀貨の量目を増す。

一八七三 同 六年 地租改正條令公布せらる。

金札引換公債發行。銅貨を鑄造す。

一八七四 同 七年 壹圓銀を増量改鑄して貿易銀とす。
 一八七六 同 九年 国立銀行條令改正せられ、正貨兌換を通貨兌換とす。貿易銀百枚を本位金貨百枚の割合に定む。

洋銀も同様とす。

一八七七 同 十年 西南戦争。
 一八七八 同 十一年 貿易銀貨一般の通用を許す。一圓銀貨の純分を六・四五八四〇〇となす。

紙幣インフレーション開始さる。

一八七九 同 十二年 東京並大阪株式取引所に於て金銀貨幣取引を許す。
 一八八〇 同 十三年 横濱正金銀行設立せらる。

各株式取引所における金銀貨幣定期賣買を禁ず。
 國會開設詔勅。紙幣整理方針樹立され、準備正貨増大にむかふ。

一八八一 同 十四年 二回にわたり準備金規則を改正す。
 一八八二 同 十五年 日本銀行條令公布さる。

軍備擴張行はる。
 紙幣打歩一圓二十六錢となる。

一八八三 同 十六年 十三年禁止せられたる取引所における貨幣の賣買を許す。
 一八八四 同 十七年 紙幣打歩一圓八錢となる。兌換銀行條令公布さる。

内閣官制公布。兌換券發行せらる。

一八八五 同 十八年 學校令公布。
 一八八六 同 十九年 政府紙幣の兌換消却開始さる。

市町村制、郡制公布、兌換銀行條令改正せらる。

一八八八 同 二十一年 憲法發布。
 一八八九 同 二十二年 東海道全線開通。

第一次循環性恐慌おこる。
 兌換券保證發行限度を七千萬圓より八千五百萬圓に擴張す。

一八九〇 同 二十三年 綿糸輸出始まる。信用組合法案。
 一八九一 同 二十四年 銀價下落著し。

軍器對外受託はじまる。
 貨幣制度調査會規則公布せらる。

一八九二 同 二十五年 日清戦争。
 一八九三 同 二十三年 條約改正はじまる。銀價下落、金一對銀三三・五六に達す。
 一八九四 同 二十七年

一八九五 同 二十八年

日清戦争了る。

一八九六 同 二十九年

償金三億六千四百萬圓。
八幡製鐵所官制。棉花輸入税撤廢。償金のうち五千萬圓を正貨準備に加ふ。

一八九七 同 三十年

貨幣法公布。

金本位制を確立す。

一八九九 同 三十二年

保證發行限度を一億二千萬圓に擴張す。本年限り政府紙幣の通用を廢止す。

一九〇〇 同 三十三年

北清事變。

一九〇四 同 三十七年

日露戦争。

一九〇五 同 三十八年

日露戦争了る。

兌換擁護のため、兩年中に外債十億圓を募集。兌換券發行高二億八千六百萬圓に達す。

一九〇六 同 三十九年

鐵道國有實施。

南滿鐵設立。

一九〇七 同 四十年

この頃より農業危機はじまる。

入超引きつゞき正價漸減す。

一九一三 大正二年

在外正貨三億に減ず。

一九一四 同 三年

世界大戰はじまる。青島出兵。

一九一五 同 四年

ロシヤより軍需注文。輸入杜絶品の生産勃興す。

出超により、正價現在高五億一千六百萬圓となる。

一九一七 同 六年

正貨保有量十一億に上る。

アメリカの金輸出禁止につゞき、金輸出禁止を行ふ。

一九一八 同 七年

米騒動。

ウラヂオ出兵。小額紙幣發行さる。物價暴騰、以後大争議頻發す。

一九二二 大正十一年

在外正貨を兌換準備に繰入るゝ制を廢す。

一九二三 同 十二年

震災。

モラトリアム施行。

一九二四 同 十三年

貿易尻ひきつゞき逆のため、遂に對米爲替三十八弗半迄暴落す。

一九二五 同 十四年

普通選舉法、治安維持法公布。

一九二六 昭和元年

正貨現送により爲替回復す。

一九二七 同 二年

金融恐慌。

モラトリアム施行。日銀特別融通法案公布さる。

一九二八 同 三年

東京、大阪手形交換、金解禁即行の決議をなす。

一九二九 同 四年

金解禁の方針決す。世界恐慌はじまる。

一九三〇 同 五年

金解禁さる。

正貨の大流出おこる。

一九三一 同 六年

イギリス金本位停止につき金の大流出起る。

一九三二 同 七年

金輸出再禁止及兌換停止行はる。

爲替急落し二十弗をわる。金地金の買上開始さる。(七圓二十

五錢) 政友會平價五分の一切下を決議す。

日銀の制度改正せられ、保證準備發行限度を十億圓に擴張し、

納付金制を採用し、參與會を設置す。

資本逃避防止法施行さる。

一九三三 同 八年

爲替管理法實施せらる。

一九三四 同 九年

日本銀行金買入法公布され、一瓦二圓九十五錢にて買上げ、一

匁五圓との差額は政府の負擔となす。

一九三五 同 十年

日銀金買入價格一匁十一圓五十八錢となる。

一九三六 同 十一年

日銀の金買入價格十三圓十二錢となる。

一九三七 同 十二年

政府日銀の金買入法による借入金限度を四億圓に擴張。買入價

格一匁十四圓十四錢となる。

金準備評價法ならびに金資金特別會計法により、金準備を現行

金買入價格により再評價し、正貨準備三億五千四百萬圓より八

億百萬圓となる。

入超六億を超え、正貨現送續行さる。日銀保證準備限度再擴張

の議おこる。

(丁)

(備考) 明治以前の分は、大藏省藏版『大日本貨幣史』年表による。明治三十年迄は、主として、

『明治前期財政經濟史料集成』第十一卷、第十三卷による。以降の分は各種資料より適宜

摘記す。

昭和十二年十一月一日印刷
昭和十二年十一月五日發行

日本產業經濟全書
(12)



日本貨幣制度論

定價 金壹圓貳拾錢

著者 寺島一夫

發行者 東京市神田區美土代町四
中村德二郎

印刷所 東京市麴町區土手三番町二九
谷口印刷所
代表者 谷口熊之助

發兌 白揚社
東京市神田區美土代町四

振替東京 二五四〇〇
電話神田(25)二二八五

日本産業經濟全書

總 內 容

- | | | | |
|-----------|--------|------------|--------|
| 一、日本經濟概觀 | 猪俣津南雄 | 九、林産・畜産・水産 | 大西 俊夫* |
| 二、日本工業資源論 | 安田 庄司* | 一〇、統制經濟論 | 美濃部亮吉 |
| 三、軍需財政 | 鈴木茂三郎 | 一一、日本景氣變動論 | 伊藤 好道 |
| 四、重工業 | 平井 羊三 | 一二、日本貨幣制度論 | 寺島 一夫* |
| 五、鐵工業 | 菱山 辰一 | 一三、外國爲替 | 木村禧八郎 |
| 六、電氣工業 | 宮田 保郎 | 一四、外國貿易 | 芹澤 彪衛* |
| 七、化學工業 | 佐々木三九馬 | 一五、支那經濟概觀 | 濱田峰太郎* |
| 八、戰時經濟論 | 有澤 廣巳 | | |

各卷自由分賣

一冊定價壹圓貳拾錢
(但シニ、一三ノミ九十五錢)

新四六判上製
各卷三五〇頁

* 印 既 刊

ローゼンベルグ 經濟學史

直井武吉 譯
廣島定吉 譯

ソヴェト經濟學界が最大の自信をもつて世に問ふ科學的經濟學史。すべてのブルジョア的「經濟學史」を根本的に覆へし經濟學と科學とを結合せる現在唯一の名著の邦譯である。經濟學史の一般的規定、重要主義以後、タヴイド・リカアドに至る間の經濟學說、經濟思想の詳細なる研究、俗流經濟學の發生よりマルクス經濟學の出現、さらに資本主義のアルゲマイネ・クリーゼの現時期におけるブルジョア經濟學の危機、フアッショ的經濟學說の批判。各六百餘頁の尅大なる研究を内容とせるもので、經濟學史を正しき方法論によつて建設せる輝かしき記念塔である。經濟學徒は勿論、すべての學徒の必讀すべき名著である。(第一、二、三卷既刊)

菊判クローズ装・六〇〇頁 價三・〇〇 稅・一八

リヤシチエニコ著 直井武夫譯

農業經濟學

全二卷

マルクス主義農業經濟學の最高權威書！
農業問題研究者は本書を座右に備へよ！

著者はソヴェト經濟學界の碩學！

全體としての資本主義的農業を具體的な諸問題の全面から鋭く論述したもので、現下最高の文献である。興味津津々として盡きず、加ふるに本邦農業經濟學界の權威による嚴密なる校閲を得て完璧を期す。農業問題の貫々たる折柄是非本書の一讀を乞ふ！

【内容】第一章農業經濟の諸組織及農業生産の諸形態 第二章市場と農業 第三章農業に於ける立地の問題 第四章農業に於ける収益分配の問題 第五章資本主義的農業恐慌 第六章農業と資本主義 四六上製總布函入四七〇頁 定價二圓五十錢 送料十二錢

錯綜せる支那社會の 全歴史的行程の最新の收約圖

支那とは如何なる國か？ といふ問は既に時代遅れである。支那はその複雑多様な全姿相をいま吾々の眼前に露呈してゐる。従つて吾々にとつての課題はこの現實の支那を如何に認識すべきかでなければならぬ。即ち封建的殘滓と近代的資本主義との錯綜混亂せる現代支那は支那社會の永き發展の全行程が作り上げた特質と矛盾の體現である。本書はこの課題の解決に積極的に資すべき最も簡潔な最も適確な支那社會の歴史的全行程の收約であり、鳥瞰圖である。

唯物史觀

支那史

ソヴェト大百科版
大橋哲哉譯

【内容概目】古代（周時代、秦始皇帝、兩漢時代）中世（唐、宋、金時代、蒙古人の支那征服、明時代、農民戰爭、滿洲王朝、清朝）近代（阿片戰爭、農民戰爭、太平天國、帝國主義の侵入）一九一〇—二四年間の支那、一九二五—二七年の革命、一九二八—三五年までの支那、その他。

（四六版假裝 二〇〇頁 價一・九〇）

支那の地理・經濟・政治
軍備・文化の全面的分析

これは所謂「支那通」の難駁なるノートではない。ジャーナリストの片々たる記事の寄せ集めではない。本書はソヴェト聯邦の東洋學界の權威によつて豊富、最新の資料と卓抜なる方法論をもつて、現代支那の全面的解剖をなせるものである。看よ!! 類書千卷に勝る本書の眞價を!!

ソヴェト
大百科辭典
大橋哲哉譯

支那

四六
假裝
三五〇
圖五〇
價一・五〇
稅一〇

〔内容一斑〕地理（山岳、氣候、水利、土壤、動植物）經濟（人口、經濟區劃、農業、工業、商業、交通、運輸、財政）政治（國家組織、政黨、軍閥、海軍、空軍）社會（宗教、教育、衛生、勞働運動、農村組織）赤軍（赤軍の構成、裝備、補給、戰備、戰術）その他。

日本唯物論史

永田廣志著

現代思想界における唯物論哲學の占める巨大なる位置は何人も否定し得ない。唯物論の向後のより高き發展は現代一般思想の上に重大なる意義を持つてゐる。而も唯物論哲學の正しき發展は日本における哲學の足跡を見、その日本的特質を把むことなしには不可能である。本書は現代唯物論の歴史を究明することにより、日本唯物論史および一般に思想史の内在的聯繫を明らかにしてその徹底的理解を與へしめんとしたものである。徳川期泰西科學の移入前後における宗教批判や「實學」の詳細なる分析、その明治初期におけるブルジョア唯物論の生長に及ぼした意義を闡明し、明治維新前後の唯物論と觀念論との拮抗等に多くの新見解を呈示してゐる。自然科學、思想、文藝等の歴史もまた本書に依らずしては理解し得ないであらう。

【内容概目】日本唯物論史の概観 徳川時代における唯物論、封建制下の勤勞人民と安樂貴族の唯物論、地動説の移入と山片蟠桃、維新直前までの洋學、廢佛毀釋をめぐる哲學の闘争、明治初年の啓蒙、啓蒙期以後（唯物論と觀念論）明治唯物論の主要潮流、福澤、加藤、中江の哲學、社會主義と唯物論、現代唯物論哲學の動向、等（菊判上製 三六〇頁 價二・〇〇）

日本農本主義

櫻井武雄著

本書は、近代日本農政思想史を一貫して、いはばその基調をなせる農本主義Ⅱ小農主義Ⅱ老農主義について、歴史的批判を試みたものである。特に、視點を明治末期の農業危局開始にをき、主として維新以降危局開始に至るまでが研究批判の對象とされてゐる。前編においては、これが概觀を、後編はそれの問題史的展開を、別編においては、その代表的人物思想について、それぞれ各章獨立のテーマとして取扱つてある。さらに農政に關する重要な事項・文獻の史的概覽の便宜のために、附録として農政文獻年表を附してある。【内容概目】前編 基 (老農主義、小農主義、農本主義) 後編 展開(大農論、土地問題論、産業組合論、農家副業論、農業保護關稅論) 別編 人物(横井時敬、二宮尊徳) 附録(農政文獻年表)

菊判布裝 三三〇頁 價二〇〇 税・二八

29.2.6

